



# 第66回 定時株主総会招集ご通知

**日時** 平成26年6月25日（水）午前10時

**場所** 神戸市中央区港島中町七丁目2番1号  
当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役3名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件
  - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
  - 第5号議案 当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

# 目 次

## ■ 招集ご通知

---

第66回定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

## ■ 株主総会参考書類

---

第1号議案 剰余金の処分の件	2
第2号議案 取締役3名選任の件	3
第3号議案 監査役1名選任の件	5
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	6
第5号議案 当社株式の大規模な買付 行為への対応方針（買収 防衛策）の継続の件	7

(添付書類)

## ■ 事業報告

---

1. 企業集団の現況に関する事項	21
2. 会社の株式に関する事項	28
3. 会社役員に関する事項	29
4. 会計監査人に関する事項	31
5. 取締役の職務の執行が法令および定款に 適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制	32
6. 会社の支配に関する基本方針	35
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針	39

## ■ 連結計算書類

---

連結貸借対照表	40
連結損益計算書	41
連結株主資本等変動計算書	42
連結注記表	43

## ■ 計算書類

---

貸借対照表	49
損益計算書	50
株主資本等変動計算書	51
個別注記表	52

## ■ 監査報告書

---

連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書 謄本	58
会計監査人の監査報告書 謄本	59
監査役会の監査報告書 謄本	60

証券コード 6809  
平成26年6月6日

## 株主各位

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号  
**T O A 株 式 会 社**  
代表取締役社長 井谷 憲次

# 第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月24日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時	平成26年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所	神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール
3. 目的事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 報告事項<ul style="list-style-type: none"><li>1. 第66期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件</li><li>2. 会計監査人および監査役会の第66期連結計算書類監査結果報告の件</li></ul></li><li>● 決議事項<ul style="list-style-type: none"><li>第1号議案 剰余金の処分の件</li><li>第2号議案 取締役3名選任の件</li><li>第3号議案 監査役1名選任の件</li><li>第4号議案 補欠監査役1名選任の件</li><li>第5号議案 当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件</li></ul></li></ul>

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  - 招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけ、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主の皆さまへの利益還元をはかってまいります。

剰余金の配当につきましては、年間20円の配当を継続することを基本とし、連結配当性向35%を目安として業績を加味し、持続的な成長を可能とする内部留保とのバランスを総合的に勘案し決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、前年度に比べ1株につき8円増配の18円とさせていただきますと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金18円 総額609,582,726円

なお、中間配当金として10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり28円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月26日

## 第2号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役増野善則氏、畠中敏彦氏、寺前順一氏が任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ますの よしのり <b>増野 善則</b> (昭和34年1月2日生)  <b>重任</b>	昭和57年4月 当社入社 平成12年4月 TOA (HONG KONG) LIMITED社長 平成16年6月 当社海外営業統括部長 平成17年6月 当社執行役員海外営業本部海外営業統括部長 平成18年11月 当社執行役員海外営業本部海外営業部長 平成19年4月 当社執行役員海外営業本部長兼 海外営業本部海外営業部長 平成20年6月 当社取締役、執行役員海外営業本部長兼 海外営業本部海外営業部長 平成21年4月 当社取締役、執行役員海外営業本部長 平成22年4月 当社取締役、常務執行役員海外営業本部長 平成23年1月 当社取締役、常務執行役員海外営業本部長 兼海外営業本部アメリカ営業部長 平成24年4月 当社取締役、常務執行役員海外事業本部長 兼海外事業本部アメリカ事業部長 平成25年1月 当社取締役、常務執行役員海外事業本部長 (現任)	14,000株
2	はたなか としひこ <b>畠中 敏彦</b> (昭和30年12月23日生)  <b>重任</b>	昭和53年4月 当社入社 平成13年4月 当社技術本部研究開発部長 平成15年11月 タケックス株式会社社長 平成18年11月 当社セキュリティ開発本部 セキュリティ開発部長 平成20年6月 当社執行役員セキュリティ開発本部 セキュリティ開発部長 平成22年4月 当社執行役員セキュリティ開発本部長 平成22年6月 当社取締役、執行役員セキュリティ開発 本部長 平成24年4月 当社取締役、執行役員セキュリティ開発 本部長兼オーディオ開発本部長 (現任)	39,300株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	てらまえ じゅんいち <b>寺前 順一</b> (昭和31年6月30日生)  <b>重任</b>	昭和55年4月 当社入社 平成14年4月 TOA VIETNAM CO.,LTD.社長 平成18年4月 PT. TOA GALVA INDUSTRIES.社長 平成20年4月 PT. TOA GALVA INDUSTRIES.社長兼 PT. TOA GALINDRA ELECTRONICS.社長 平成21年4月 当社SCM本部副本部長兼生産部長 平成21年6月 当社執行役員SCM本部長兼SCM本部生産 部長 平成22年6月 当社取締役、執行役員SCM本部長兼SCM 本部生産部長 平成23年4月 当社取締役、執行役員SCM本部長（現任）	42,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役安藤猪平次氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
みちがみ あきら <b>道上 明</b> (昭和28年5月5日生)	昭和57年4月 弁護士登録 昭和62年4月 赤木・道上法律事務所（現神戸ブルースカイ法律事務所）パートナー 平成10年4月 神戸弁護士会（現兵庫県弁護士会）副会長 平成11年4月 神戸地方裁判所洲本支部調停委員（現任） 平成19年4月 兵庫県弁護士会会長 平成19年6月 極東開発工業株式会社社外監査役（現任） 平成22年4月 日本弁護士連合会副会長 平成23年6月 淡路信用金庫理事（現任） 平成24年4月 神戸ブルースカイ法律事務所所長（現任）	
		
<b>新任</b>		


- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者道上明氏は社外監査役候補者であります。また、同氏が監査役に選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 道上明氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は弁護士の資格を有しており、法曹界での豊富な経験と培われた専門的な知識等を活かし、監査役として役割を果たすことが期待できるためであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 道上明氏が監査役に選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、監査役が法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
あしだ まさあき <b>芦田 正明</b> (昭和22年7月24日生)	昭和38年4月 山村硝子株式会社入社 昭和58年4月 山村硝子株式会社退社 昭和58年4月 ライフワークラボラトリー設立 主宰 昭和60年4月 ウェルネス研究所(改称) 所長 昭和63年6月 株式会社ウェルネス研究所(改組) 代表取締役(現任) 平成25年6月 当社補欠監査役	-
		

- (注)
- 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 候補者芦田正明氏は補欠の社外監査役候補者であります。
  - 芦田正明氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は人材開発におけるキャリア・コンサルタントとして豊富な経験を有しており、この経験を活かし、監査役として役割を果たすことが期待できるためであります。
  - 芦田正明氏が監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。



**第5号議案****当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件**

当社は、平成20年2月15日開催の取締役会において「当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を導入いたしました。その後、平成20年6月27日開催の第60回定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただき継続し、直近では平成23年6月28日開催の第63回定時株主総会の決議により継続しておりますが、その有効期限は本総会終結の時までとなっております。

当社では、本対応方針継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成26年5月29日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆さまのご承認を条件として、本対応方針を一部改定したうえで継続することを決定しておりますので、ご承認をお願いするものであります。

本対応方針の継続にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的な仕組みは何ら変更されておられません。

本対応方針の内容は、次のとおりです。

## 【当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）】

### 1. 大規模買付ルールの必要性

#### (1) 本対応方針の目的

本対応方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為またはその提案（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為またはその提案を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）について、株主の皆さまに必要なかつ十分な情報を提供するとともに、必要に応じて対抗措置を発動するなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう、大規模買付行為に対する適宜かつ適切な対応を行うことを目的としています。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下「準共同保有者」といいます。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②の間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

#### (2) 当社の大規模買付行為に対する考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆さまへ代替案を提示することも必要と考えます。

また、平成26年3月31日現在、当社の創業関係者の保有する株式を合計すると、当社の発行済株式の約20%になりますが、既に相当の分散化が進んでおり、今後当社株式に対して企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性は否定できず、大規模買付行為が発生した場合に、株主の皆さまのために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となんら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の導入が必要であると考えます。

### (3) 当社の状況

当社は昭和9年の創業以来、業務用・プロ用の音響設備とセキュリティ設備の専門メーカーとして、神戸の地から100カ国を超える世界の国々へ商品を送り続けてきました。T O Aグループでは、長年培った技術力やノウハウを武器に、商品の企画・開発から生産、販売、運営に至るまでの業務を一貫して手掛けています。“音”や“安全”を通じ、快適な暮らしを皆さまにお届けできるよう、音響、映像、ネットワークなどの分野でさらに技術力を高め、より良い商品を作り続けてまいります。

音響事業では、駅やデパートのアナウンス設備や、コンサートホールのアンプ・スピーカーなど、多彩な音響機器を通じて快適な日常を支えています。例えば、高度な音響システム技術が必要な空港の放送設備です。国内ではトップシェアを獲得し、海外でも多くの空港への納入実績があります。

セキュリティ事業では、防犯カメラシステムを中心とした防犯機器を扱っています。治安の悪化に伴い、防犯機器の需要は銀行や商店などから、街頭、マンション、学校などへと広がっています。社会の安全を支えるこの分野を、当社では成長事業と位置付けています。

当社および当社グループは、今後も中長期的な視野に立ち、変革を続けていく中で、変えてはならない当社の技術力とモノづくりへのこだわりの継承を大きな強みとして、技術力の拡大、蓄積、創造をかさね、クオリティの高い製品とサービスを提供し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

### (4) 情報開示の必要性

以上のような事業を遂行している当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素になります。株主の皆さまにとっても、これらの点に関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる企業価値・株主共同の利益を適正に判断することは困難であると考えます。当社は、平素より、当社株式の適正な価値を投資家の皆さまにご理解いただくよう努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆さまに短期間の内に適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えます。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆さまにとっても、大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響や、当社および当社グループの従業員、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか否かを考慮し、継続保有の是非を検討していただくうえで重要な判断材料になると考えます。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、より当社の企業価値・株主共同の利益を高める代替案がありうるかといった点も、当社株主の皆さまにとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が、事前に、株主の皆さまの判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、後述の独立委員会からの勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆さまに対する代替案の提示を行うこともあります。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆さまは、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討すること（もし代替案が当社取締役会から提示された場合には、大規模買付者の提案と代替案との優劣を検討すること）が可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

当社取締役会は、大規模買付行為が、このような考え方を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、下記2.のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。なお、平成26年3月31日現在において、当社は、特定の第三者から大規模買付けを行う旨の通告や買取提案を受けておりません。

## 2. 大規模買付ルールの内容

### (1) 情報の提供

当社取締役会が設定する大規模買付ルールの骨子は、[1]大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、[2]当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、[3]大規模買付者は、[1][2]の手続後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当社取締役会に対して、本必要情報を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容などによって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

- ④当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑥その他個別具体的な事案において、当該大規模買付行為に対する当社株主の皆さまの諾否の判断および当社取締役会の意見形成に必要な情報

なお、本必要情報として提供された情報が十分と認められた場合はその旨を公表し  
ます。

また、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

## （2）取締役会による評価と意見の公表

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会（後記2.（3））に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。

## （3）独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定、対抗措置の要否およびその内容の決定等については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。当社取締役会は、かかる独立委員会（注3）に対して上記の問題を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、その結果に応じて、当社取締役会に対して必要な勧告をすることとします。独立委員会は、その勧告の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社取締役会から独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求したり、必要な情報について説明を求めたりすることができるものとします。独立委員会の勧告は公表することとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重するものとします。



当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動について決議を行うに際して、必ず独立委員会の勧告手続を経なければならないものとし、かつ独立委員会による勧告を最大限尊重するものとし、かつ独立委員会による勧告を最大限尊重するものとし、これにより、独立委員会が取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。また、取締役会の決定に際しては、当社監査役の意見も参考にしようで決定することとし、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性をより高めるようにいたします。

注3：独立委員会

独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本対応方針が取締役の保身のために利用されないよう監視するとともに、企業価値・株主共同の利益を損なう買収を抑止するという働きを担います。独立委員会の概要は、別紙2のとおりです。

独立委員会は、社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等計3名以上の独立委員で構成されます。委員の氏名および略歴は別紙3のとおりです。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、当該買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、当社株主の皆さまに対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくとともに、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社取締役会において、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆さまの利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として無償割当てによる新株予約権を発行する場合があります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと判断します。かかる場合に該当するか否かを判断するについては、外部専門家等および監査役の意見を参考に提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、また、対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載のとおりです。

①次の(i)から(iv)までに掲げる行為等により企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

- (i) 当社株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- (ii) 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- (iii) 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- (iv) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ②強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合
- ③大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれる場合
- ④買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、対抗措置の発動を決定後に、大規模買付者が買付ルールを遵守する旨を表明した場合は、対抗措置の発動を取り消します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の見解も参考にしうえ、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載のとおりです。

## 4. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点から、当社株主の皆さまに対し、大規模買付行為に対する諾否をご判断いただくために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の当該大規模買付行為に対する意見を提供し、さらには、当社株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、適切かつ十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切かつ合理的なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆さまの利益に資するものと考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

## (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合および大規模買付ルールを遵守しているものの当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとることがあります。具体的な対抗措置の概要は別紙1に記載のとおりですが、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当該大規模買付者についても、新株予約権の無償割当ておよび当社取締役会の承認する第三者への譲渡は認められておりますので、経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社株式が上場している証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として別紙1に記載の新株予約権の無償割当てを実施した場合には、当社株主の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載または記録が未了の当社株主の皆さまに関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の無償割当ての基準日までに、株主名簿への記載または記録を完了していただく必要があります。

なお、新株予約権の無償割当ての基準日以後においても、例えば、大規模買付者が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、または、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、その旨の情報を公表します。

また、本新株予約権の無償割当ての中止、または、本新株予約権の取得を行った場合には、1株当たりの株式の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 5. 大規模買付ルールの有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成26年6月25日開催予定の第66回定時株主総会終結の時までとしております。上記定時株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆さまのご承認が得られた場合は、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで3年間有効期間が延長されるものとし、以後も同様とします。もし承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されることとなります。



また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本対応方針を随時見直していく所存です。

本対応方針はその有効期間中であっても、当社の株主総会または取締役会で本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。したがって、本対応方針は株主の皆さまのご意向に従って、これを廃止させることができます。

また、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針を修正または廃止する場合があります。本対応方針を修正または廃止することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。

## 6. 本対応方針の合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記1.にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるといった目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、株主の皆さまのご意思を確認させていただくため、平成20年6月27日開催の第60回定時株主総会において承認可決しており、その後も、3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会ごとに、継続の可否について承認を得るものとします。また、本対応方針は、上記5.にて記載したとおり、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆さまのご意思が十分に反映されることとなっております。

### (4) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、上記3. (1) (2)にて記載したとおり、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記2.(3)に記載したとおり、独立委員会が、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記5.に記載したとおり、本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、当社の大株主の状況は別紙4に記載のとおりです。

## 新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件  
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に對し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数  
新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める金銭とする。ただし、下記7.の取得条項が定められた場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主は、新株予約権の行使に際して出資すべき金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式を受領することになる。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権は譲渡することができる。ただし、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

## 独立委員会の概要

### 1. 構成員

独立委員会は、当社取締役会により委嘱を受けた当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等、3名以上の委員で構成される（独立委員会の委員の氏名および略歴は別紙3に記載のとおり）。

委員の任期は、選任された日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、重任を妨げない。

### 2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

### 3. 決議事項その他の権限と責任

独立委員会は、以下の各号に記載された事項について取締役会の諮問がある場合には、これを検討のうえ自らの意見を決定し、その決定内容をその理由を付して当社取締役会に勧告ないし助言する権限と責任を有する。独立委員会の各委員は、上記の責任を果たすうえで、会社に対して善管注意義務を負い、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から自らの意見を決定することを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
- ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
- ③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④ 大規模買付者による大規模買付行為に対する当社取締役会の代替案の適否の検討
- ⑤ 本新株予約権の発行（無償割当てを含む。）または不発行
- ⑥ 大規模買付ルールの維持・見直し・廃止
- ⑦ 対抗措置の発動の要否および内容
- ⑧ その他大規模買付ルール、本新株予約権、大規模買付行為に関連し、当社取締役会が判断すべき事項について、取締役会が独立委員会にその意見を諮問することを決定した事項

また、独立委員会は、自らの意見の決定に際して適切な判断を確保するために必要かつ十分な情報収集に努めなければならないものとし、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

別紙3

## 独立委員会委員の氏名および略歴

- 【氏名】 小林 茂信 (こばやし しげのぶ)  
 【略歴】 昭和25年10月20日生  
 昭和50年12月 瑞穂監査法人入所  
 昭和56年 8月 公認会計士登録  
 昭和61年12月 瑞穂監査法人退所  
 公認会計士小林会計事務所 (現小林茂信会計事務所) 開設  
 所長 (現任)  
 平成元年 3月 税理士開業登録  
 平成10年 6月 日本公認会計士協会兵庫会法務会計委員長  
 平成13年 6月 日本公認会計士協会兵庫会税務委員長・同協会本部租税調査会  
 委員  
 平成17年 4月 姫路市包括外部監査人  
 平成19年 1月 姫路信用金庫顧問  
 平成19年 6月 日本公認会計士協会兵庫会学校法人委員長・同協会本部学校法  
 人会計委員  
 平成23年 6月 当社社外監査役 (現任)  
 平成24年 6月 姫路信用金庫監事 (現任)
- 【氏名】 道上 明 (みちがみ あきら)  
 【略歴】 昭和28年 5月 5日生  
 昭和57年 4月 弁護士登録  
 昭和62年 4月 赤木・道上法律事務所 (現神戸ブルースカイ法律事務所)  
 パートナー  
 平成10年 4月 神戸弁護士会 (現兵庫県弁護士会) 副会長  
 平成11年 4月 神戸地方裁判所洲本支部調停委員 (現任)  
 平成19年 4月 兵庫県弁護士会会長  
 平成19年 6月 極東開発工業株式会社社外監査役 (現任)  
 平成22年 4月 日本弁護士連合会副会長  
 平成23年 6月 淡路信用金庫理事 (現任)  
 平成24年 4月 神戸ブルースカイ法律事務所所長 (現任)
- 【氏名】 芦田 正明 (あしだ まさあき)  
 【略歴】 昭和22年 7月24日生  
 昭和38年 4月 山村硝子株式会社入社  
 昭和58年 4月 山村硝子株式会社退社  
 昭和58年 4月 ライフワークラボラトリー設立 主宰  
 昭和60年 4月 ウェルネス研究所 (改称) 所長  
 昭和63年 6月 株式会社ウェルネス研究所 (改組) 代表取締役 (現任)  
 平成25年 6月 当社補欠社外監査役

## 大株主の状況（平成26年3月31日現在）

順位	氏名または名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
1	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,035	8.79
2	T O A 取 引 先 持 株 会	2,240	6.49
3	公益財団法人神戸やまぶき財団	2,000	5.79
4	井 谷 憲 次	1,693	4.90
5	株式会社三菱東京UFJ銀行	1,681	4.87
6	シスメックス株式会社	1,457	4.22
7	公益財団法人中谷医工計測技術振興財団	1,297	3.76
8	株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,188	3.44
9	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,097	3.18
10	井 谷 博 一	993	2.88
	合 計	16,684	48.31

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

# 1. 企業集団の現況に関する事項

## ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融政策を背景に、円安・株高が進行するなど、景気は緩やかに回復してきました。海外では、米国における財政問題や欧州における金融不安等が沈静化したことから、先進国の経済は回復基調であるものの、新興国では経済成長の鈍化が見られました。

このような環境のもと、当社グループは、国内におきましては、音響・映像・ネットワーク技術を活かした高度なソリューションを創造・提供することに注力し、防災・減災市場や交通市場の売上高を拡大いたしました。また、音声配信などの継続的サービス事業を開始いたしました。

海外におきましては、従来より商品企画から開発・生産・販売までを各地域で行う地域事業体制を強化してまいりました。アジア・パシフィック地域では、地域専用商品の販売が着実に拡大し、その他の地域においても、地域専用商品の市場導入を進めております。

これらの結果、売上高は42,412百万円（前連結会計年度比5,394百万円、14.6%増）となりました。

利益については、生産コストの上昇や販売費及び一般管理費の増加はありましたが、売上高の伸長などにより、営業利益は4,258百万円（前連結会計年度比637百万円、17.6%増）となりました。経常利益は4,444百万円（前連結会計年度比544百万円、13.9%増）、当期純利益は2,692百万円（前連結会計年度比263百万円、10.9%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(日本)

売上高は28,499百万円（前連結会計年度比2,785百万円、10.8%増）、セグメント利益（営業利益）は6,149百万円（前連結会計年度比377百万円、6.5%増）となりました。

商業施設向けおよび空港・駅舎などの交通インフラ施設向けの放送設備や監視カメラ等のセキュリティ商品に加え、ホーンアレイスピーカーを中心とした防災・減災関連市場への売上高が堅調に推移し、セグメント利益も増加しました。

(アメリカ)

売上高は2,725百万円（前連結会計年度比590百万円、27.7%増）、セグメント利益（営業利益）は△67百万円（前連結会計年度比61百万円減）となりました。

アメリカの鉄道車両向け売上高の増加に加え、為替円安の影響もあり、売上高は増加しましたが、生産コストの上昇などにより、セグメント利益は減少しました。

(欧州・ロシア)

売上高は4,377百万円（前連結会計年度比442百万円、11.2%増）、セグメント利益（営業利益）は383百万円（前連結会計年度比51百万円、11.8%減）となりました。

為替円安の影響により邦貨換算後の売上高は増加しましたが、欧州市場での競争激化や中近東の経済成長の鈍化の影響を受け、セグメント利益は減少しました。

(アジア・パシフィック)

売上高は5,155百万円（前連結会計年度比1,239百万円、31.6%増）、セグメント利益（営業利益）は692百万円（前連結会計年度比214百万円、44.8%増）となりました。

地域に密着した販売活動により、売上高は堅調に推移しました。利益面では、販売費及び一般管理費の増加はありましたが、売上高の増加が固定費の増加を吸収し、セグメント利益は増加しました。

(中国・東アジア)

売上高は1,653百万円（前連結会計年度比336百万円、25.6%増）、セグメント利益（営業利益）は149百万円（前連結会計年度比142百万円増）となりました。

中国経済の成長率鈍化の影響はありましたが、台湾および香港において商業施設向けの売上高が増加し、セグメント利益も増加しました。

## ② 設備投資および資金調達の状況

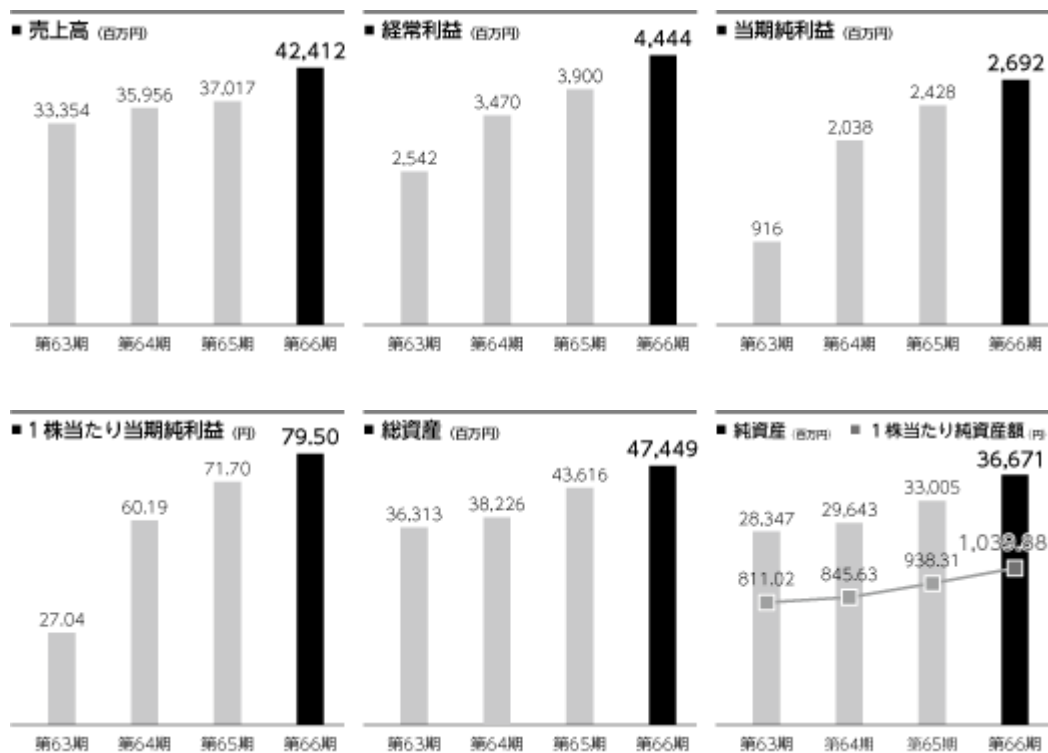
当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資は、主に国内生産子会社であるタケック株式会社の新工場の建設などであり、この総額は1,218百万円であり、主に自己資金により充当しました。



### ③ 財産および損益の状況の推移

区 分	第63期 平成23年3月期	第64期 平成24年3月期	第65期 平成25年3月期	第66期 (当連結会計年度) 平成26年3月期
売上高 (百万円)	33,354	35,956	37,017	42,412
経常利益 (百万円)	2,542	3,470	3,900	4,444
当期純利益 (百万円)	916	2,038	2,428	2,692
1株当たり当期純利益 (円)	27.04	60.19	71.70	79.50
総資産 (百万円)	36,313	38,226	43,616	47,449
純資産 (百万円)	28,347	29,643	33,005	36,671
1株当たり純資産額 (円)	811.02	845.63	938.31	1,039.88

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。



#### ④ 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、米国では設備投資を中心に景気の回復基調が強まり、欧州では欧州債務危機再燃の懸念が後退するなど緩やかな景気の回復がみられます。中国では都市インフラ投資拡大などの景気安定策が打ち出されたものの、アジア地域での流動的な政局に先行不透明感があります。また、わが国経済は、消費税増税による需要の減少が予想される一方、国土強靱化策を背景とした防災・減災、老朽化対策の加速により、設備投資が底堅く伸長することが期待されます。

このような環境のもと、海外市場では、各地域の顧客ニーズに応えた商品をそれぞれの地域で商品企画から開発・生産・販売までを一貫して実施し、マーケットヘタイムリーに提供し続ける体制を強化してまいります。国内市場では、業務用音響・映像に関する技術・商品とネットワーク配信技術を組み合わせ、商業施設向け音声・映像広告や教育市場向け放送コンテンツの配信、自治体向け広域防災情報配信、セキュリティ市場向け録画データ保管・モニタリング・画像解析、機器の遠隔監視ソリューションといった新たな継続的サービスの提供により、更なる事業拡大を図ってまいります。

生産面においては、生産サイクルの効率化、部品標準化を推進し、商品の信頼性を向上させるとともに、調達コスト削減などによる利益の確保に努めてまいります。

## ⑤ 重要な子会社の状況 (平成26年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
アコース株式会社	90百万円	100%	音響関連製品の開発および生産
タケックス株式会社	35百万円	100%	セキュリティ関連製品の開発および生産
TOAエンジニアリング株式会社	50百万円	100%	音響関連およびセキュリティ関連製品のエンジニアリングおよび施工
株式会社ジーベック	30百万円	100%	ソフト企画制作、音響ホール・スタジオ等の管理・運営
TOA ELECTRONICS, INC.	US\$ 4,000千	100%	米国における当社製品の販売
TOA Communication Systems, Inc.	US\$ 3,500千	100%	米国における鉄道車両関連機器の製造販売
TOA CANADA CORPORATION	CAN\$ 1,450千	100%	カナダにおける当社製品の販売
TOA CORPORATION (UK) LIMITED	STG £ 1,500千	100%	英国における当社製品の販売
TOA Electronics Europe G.m.b.H.	ユーロ 512千	100%	欧州における当社製品の販売
TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED	ZAR 5,290千	100% (100%)	南アフリカ共和国およびアフリカ大陸南部における当社製品の販売
TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION	NT\$ 20,000千	100%	台湾における当社製品の販売
TOA (HONG KONG) LIMITED	HK\$ 1,500千	100%	中国・香港における当社製品の販売
TOA (CHINA) LIMITED.	US\$ 200千	100%	中国における当社製品の販売
TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd.	THB 30,000千	49%	タイにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS PTE LTD	S\$ 170千	51%	アジア、オセアニアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS (M) SDN.BHD.	RM 1,000千	51% (51%)	マレーシアにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA PRIMA KARYA	RP 2,000百万	25% (25%)	インドネシアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED	VND 14,725百万	100%	ベトナムにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA INDUSTRIES.	RP 44,800百万	49%	音響関連製品の開発および生産
TOA VIETNAM CO.,LTD.	US\$ 1,100千	100%	セキュリティ関連製品の生産
得洋電子工業股份有限公司	NT\$ 35,000千	34%	音響関連製品の開発および生産
得技電子(深圳)有限公司	RMB 17,091千	49%	音響関連製品の開発および生産

(注) 1. 当社の出資比率欄の( )内は、間接出資比率を内数として表示しております。

2. TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITEDは、平成25年4月にTOA Electronics Europe G.m.b.H.が同社株式の35%を取得したことで、当社の出資比率は100% (間接所有)となりました。

3. TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITEDは、平成25年12月に当社から100%の出資を行い、当社の連結子会社として設立いたしました。

**⑥ 主要な事業内容** (平成26年3月31日現在)

事業区分	主要な製品
■ 音響事業	拡声放送機器 マイクロホン、アンプ、スピーカー等の業務用および非常用放送システム、自動案内放送システム、会議・議場放送システム、鉄道車両案内放送システム
	プロサウンド機器 プロ用サウンドシステム、劇場・ホール音響システム、デジタルミキシングシステム
	通信機器 インターカムシステム、ワイヤレスマイクロホンシステム、連絡用無線システム、IP告知放送システム
■ セキュリティ事業 映像機器	監視用テレビ・カメラシステム (カメラ、モニターテレビ、デジタルレコーダー、ビデオスイッチャー等)
■ その他	音響と映像に関するソフトウェア他

**⑦ 主要な営業所および工場** (平成26年3月31日現在)

- (1) 当 社
- |           |  |
|-----------|--|
| 本 社       | (神戸市……………海外営業・管理部門)                        |
| 宝 塚 事 業 場 | (兵庫県宝塚市…生産・開発部門)                           |
| 国内販売事業所   | (仙台市・東京都江東区・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市を主拠点とし全国34営業所) |
- (2) 子会社
- |               |  |
|---------------|--|
| 国内生産拠点        | アコース株式会社 (滋賀県米原市)、<br>タケックス株式会社 (佐賀県武雄市)     |
| 国内エンジニアリング等拠点 | TOAエンジニアリング株式会社 (東京都江東区)、<br>株式会社ジーバック (神戸市) |

海外販売拠点	TOA ELECTRONICS, INC. (米国)、 TOA Communication Systems, Inc. (米国)、 TOA CANADA CORPORATION (カナダ)、 TOA CORPORATION (UK) LIMITED (英国)、 TOA Electronics Europe G.m.b.H. (ドイツ)、 TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED (南アフリカ共和国)、 TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION (台湾)、 TOA (HONG KONG) LIMITED (香港)、 TOA (CHINA) LIMITED. (中国)、 TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd. (タイ)、 TOA ELECTRONICS PTE LTD (シンガポール)、 TOA ELECTRONICS (M) SDN.BHD. (マレーシア)、 PT. TOA GALVA PRIMA KARYA (インドネシア)、 TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED (ベトナム)
海外生産拠点	PT. TOA GALVA INDUSTRIES. (インドネシア)、 TOA VIETNAM CO.,LTD. (ベトナム)、 得洋電子工業股份有限公司 (台湾)、 得技電子(深圳)有限公司 (中国)

## ⑧ 従業員の状況 (平成26年3月31日現在)

### (1) 企業集団の従業員数

	従業員数	前期末比増減
当 社	777名	16名増
国内生産拠点	255名	4名増
国内エンジニアリング等拠点	131名	-
海外販売拠点	367名	10名増
海外生産拠点	1,500名	27名増
合 計	3,030名	57名増

(注) 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### (2) 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
777名	16名増	42.0歳	17.5年

- (注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員数であります。  
2. 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

⑨ 主要な借入先 (平成26年3月31日現在)

借入先	借入額
明治安田生命保険相互会社	25百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	402百万円
インドネシアみずほコーポレート銀行	199百万円

⑩ その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成26年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 78,820,000株
- ② 発行済株式の総数 33,865,707株 (自己株式670,928株を除く)
- ③ 株主数 3,954名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,035千株	8.96%
T O A 取引先持株会	2,240	6.62
公益財団法人神戸やまぶき財団	2,000	5.91
井 谷 憲 次	1,693	5.00
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,681	4.97
シスメック株式会社	1,457	4.30
公益財団法人中谷医工計測技術振興財団	1,297	3.83
株式会社三井住友銀行	1,188	3.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,097	3.24
井 谷 博 一	993	2.93

(注) 持株比率は、自己株式 (670千株) を控除して算出しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成25年8月12日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### ① 取締役および監査役（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	井 谷 憲 次	
取 締 役 (常務執行役員)	竹 内 一 弘	営業本部長
取 締 役 (常務執行役員)	増 野 善 則	海外事業本部長
取 締 役 (執 行 役 員)	畠 中 敏 彦	セキュリティ開発本部長兼オーディオ開発本部長
取 締 役 (執 行 役 員)	寺 前 順 一	SCM本部長
取 締 役 (執 行 役 員)	堀 田 昌 人	海外事業本部中国・東アジア事業部長
監 査 役 (常 勤)	西 川 寿 生	
監 査 役	安 藤 猪 平 次	六甲法律事務所 所長
監 査 役	小 林 茂 信	小林茂信会計事務所 所長

- (注) 1. 監査役安藤猪平次氏および小林茂信氏は、社外監査役であります。
2. 監査役安藤猪平次氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役小林茂信氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査役安藤猪平次氏が所長を務める六甲法律事務所との間に、重要な取引関係はありません。
5. 当社は、監査役小林茂信氏が所長を務める小林茂信会計事務所との間に、重要な取引関係はありません。
6. 監査役安藤猪平次氏および小林茂信氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
7. 当社は、監査役安藤猪平次氏および小林茂信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

平成25年6月25日開催の第65回定時株主総会において、堀田昌人氏が取締役に選任され、就任いたしました。

### ③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の額 (百万円)
取 締 役	6	125
(うち社外取締役)	(-)	(-)
監 査 役	3	30
(うち社外監査役)	(2)	(9)
合 計	9	156

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、監査役の報酬限度額を年額1億円以内と決議いただいております。

### ④ 社外役員に関する事項

#### (1) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 監 査 役	安 藤 猪 平 次	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に、また、監査役会11回のうち10回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	小 林 茂 信	当事業年度開催の取締役会15回全てに、また、監査役会11回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から発言を行っております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。



## 4. 会計監査人に関する事項

### ① 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

### ② 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	44百万円
②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際的な会計・税務に関する相談業務を委託し、その対価を支払っております。

### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### 【内部統制基本方針】

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。

#### 1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および従業員が法令および定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため、取締役会は企業倫理規範を制定する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育等を行う。

監査室は、コンプライアンス部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。

法令上疑義のある行為等について、従業員が直接通報することができる手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運営する。

反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

#### 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程および情報セキュリティ基本規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ確実な保存および管理を行う。取締役および監査役は、適時これらの情報を閲覧できるものとする。

### 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび安全保障輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインを制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応はリスクマネジメント委員会が行うものとする。

### 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役および従業員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために各部門の具体的目標および会社の権限を分配する。
- (ii) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項について事前に取締役および執行役員によって構成される経営執行会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- (iii) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務執行規程で定め、職務分掌規程、権限規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細について定めることとする。

### 5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する行動指針として、グループ企業倫理規範を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。経営管理については、グループ会社経営管理基本方針を定め、グループ会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度によるグループ会社経営の管理を行うものとし、必要に応じて内部監査を行うものとする。
- (ii) グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査室またはコンプライアンス部に報告するものとする。  
監査室またはコンプライアンス部は直ちに取締役会および監査役会に報告するとともに、意見を述べるができるものとする。

- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、上記使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

監査室は、監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

- 7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または従業員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。

- 8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役に対して各取締役および必要な従業員からの個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

- 9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保および金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。したがって、当社取締役会としては、株主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆さまへ代替案を提示することも必要と考えます。

今後当社株式に対して企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性は否定できず、大規模買付行為が発生した場合に、株主の皆さまのために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となんら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の導入が必要であると考えます。

### ② 取組みの具体的な内容の概要

#### (1) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は昭和9年の創業以来、業務用・プロ用の音響設備とセキュリティ設備の専門メーカーとして、神戸の地から100カ国を超える世界の国々へ商品を送り続けてきました。TOAグループでは、長年培った技術力やノウハウを武器に、商品の企画・開発から生産、販売、運営に至るまでの業務を一貫して手掛けています。“音”や“安全”を通じ、快適な暮らしを皆さまにお届けできるよう、音響、映像、ネットワークなどの分野でさらに技術力を高め、より良い商品を作り続けてまいります。

TOAは、世界でも稀な“音”の専門メーカーです。音響事業では、駅やデパートのアナウンス設備や、コンサートホールのアンプ・スピーカーなど、多彩な音響機器を通じて快適な日常を支えています。例えば、高度な音響システム技術が必要な空港の放送設備です。国内でシェア90%以上を確保し、海外でも英国ヒースロー空港など多くの空港への納入実績があります。

セキュリティ事業では、防犯カメラシステムを中心とした防犯機器を扱っています。治安の悪化に伴い、防犯機器の需要は銀行や商店などから、街頭、マンション、学校などへと広がっています。社会の安全を支えるこの分野を、当社では成長事業と位置付けています。

当社および当社グループは、今後も中長期的な視野に立ち、変革を続けていく中で、変えてはならない当社の技術力とモノづくりへのこだわりの継承を大きな強みとして、技術力の拡大、蓄積、創造をかさね、クオリティの高い製品とサービスを提供し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

**(2) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社取締役会は、大規模買付行為が、このような考え方を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、次のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」という。）を設定することといたしました。

大規模買付ルールの概要は次のとおりであります。

**(i) 情報の提供**

大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」という。）を提供していただきます。

**(ii) 取締役会による評価と意見の公表**

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

**(iii) 独立委員会の設置**

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定、対抗措置の要否およびその内容の決定等については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。当社取締役会は、かかる独立委員会に対して上記の問題を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、その結果に応じて、当社取締役会に対して必要な勧告をすることとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動について決議を行うに際して、必ず独立委員会の勧告手続を経なければならないものとし、かつ、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

大規模買付行為がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりであります。

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、当該買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、当社株主の皆さまに対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただきとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社取締役会において、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆さまの利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として無償割当てによる新株予約権を発行する場合があります。かかる場合の判断においては、外部専門家等および監査役の意見を参考に提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえ、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、対抗措置の発動を決定後に、大規模買付者が買付ルールを遵守する旨を表明した場合は、対抗措置の発動を取り消します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の意見も参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

### ③ 取組みの具体的な内容に対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1.企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2.事前開示・株主意思の原則、3.必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。



## (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

## (3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、取締役会決議により導入されたものですが、株主の皆さまに本対応方針を継続するご意思を確認させていただくため、平成23年6月28日開催の第63回定時株主総会において付議され、承認可決されております。また、本対応方針は、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆さまのご意思が十分に反映されることとなっております。

## (4) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

## (5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

## (6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。



## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけております。利益配分に関しましては、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主への利益還元を図ってまいります。また、内部留保にも意を用い、長期的に安定した経営基盤を確保するとともに、積極的な研究開発投資を行い会社の競争力を高め、また、財務体質の強化を図ることにより、企業価値の向上に努めてまいります。

なお、平成26年5月2日開催の取締役会において、年間20円（中間配当10円および期末配当10円）の配当を継続することを基本とし、連結配当性向35%を目安として業績を加味し、持続的な成長を可能とする内部留保とのバランスを総合的に勘案して決定することを決議いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

## 連結計算書類

### ● 連結貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>35,550</b>
現金及び預金	13,925
受取手形及び売掛金	9,809
有価証券	2,200
商品及び製品	5,979
仕掛品	462
原材料及び貯蔵品	2,039
繰延税金資産	715
その他	532
貸倒引当金	△114
<b>固定資産</b>	<b>11,898</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>6,913</b>
建物及び構築物	3,352
機械装置及び運搬具	330
工具器具及び備品	505
土地	2,489
リース資産	225
建設仮勘定	10
<b>無形固定資産</b>	<b>1,169</b>
のれん	349
ソフトウェア	313
ソフトウェア仮勘定	359
その他	147
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,815</b>
投資有価証券	3,222
長期貸付金	4
繰延税金資産	155
退職給付に係る資産	24
その他	409
貸倒引当金	△1
<b>資産合計</b>	<b>47,449</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>7,465</b>
支払手形及び買掛金	3,765
短期借入金	626
リース債務	62
未払法人税等	695
賞与引当金	150
製品保証引当金	154
その他	2,010
<b>固定負債</b>	<b>3,311</b>
リース債務	173
退職給付に係る負債	2,435
その他	702
<b>負債合計</b>	<b>10,777</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>34,056</b>
資本金	5,279
資本剰余金	6,866
利益剰余金	22,299
自己株式	△389
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,159</b>
その他有価証券評価差額金	1,509
為替換算調整勘定	△100
退職給付に係る調整累計額	△249
<b>少数株主持分</b>	<b>1,455</b>
<b>純資産合計</b>	<b>36,671</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>47,449</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## ● 連結損益計算書 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		42,412
売上原価		23,146
<b>売上総利益</b>		<b>19,265</b>
販売費及び一般管理費		15,007
<b>営業利益</b>		<b>4,258</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	71	
雑収入	187	258
営業外費用		
支払利息	20	
雑損失	51	72
<b>経常利益</b>		<b>4,444</b>
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>4,444</b>
法人税、住民税及び事業税	1,454	
法人税等調整額	15	1,469
<b>少数株主損益調整前当期純利益</b>		<b>2,975</b>
少数株主利益		282
<b>当期純利益</b>		<b>2,692</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

● 連結株主資本等変動計算書 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,279	6,866	20,284	△388	32,042
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△677		△677
当 期 純 利 益			2,692		2,692
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,015	△1	2,014
当 期 末 残 高	5,279	6,866	22,299	△389	34,056

	その他の包括利益累計額				少数株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当 期 首 残 高	1,252	△1,517	—	△264	1,228	33,005
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△677
当 期 純 利 益						2,692
自 己 株 式 の 取 得						△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	257	1,416	△249	1,424	227	1,651
当 期 変 動 額 合 計	257	1,416	△249	1,424	227	3,665
当 期 末 残 高	1,509	△100	△249	1,159	1,455	36,671

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## ● 連結注記表

### [連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数 24社

##### 主要な連結子会社の名称

(国内) アコース(株)、タケックス(株)、

TOAエンジニアリング(株)、(株)ジーベック

(海外) TOA ELECTRONICS, INC. [米国]、TOA Communication Systems, Inc. [米国]

TOA CANADA CORPORATION [カナダ]、TOA CORPORATION (UK) LIMITED [英国]

TOA Electronics Europe G.m.b.H. [ドイツ]

TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED [南アフリカ共和国]

TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION [台湾]、TOA (HONG KONG) LIMITED [香港]

TOA (CHINA) LIMITED. [中国]、TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd. [タイ]

TOA ELECTRONICS PTE LTD [シンガポール]、TOA ELECTRONICS (M) SDN.BHD. [マレーシア]

PT. TOA GALVA PRIMA KARYA [インドネシア]、PT. TOA GALVA INDUSTRIES. [インドネシア]

TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED [ベトナム]

TOA VIETNAM CO.,LTD. [ベトナム]、得洋電子工業股份有限公司 [台湾]

得技電子(深圳)有限公司 [中国]

なお、TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITEDについては、新規設立したことに伴い、当連結会計年度から連結子会社を含めております。

##### (2) 主要な非連結子会社

非連結子会社 (TOA ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED) は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用会社 なし

##### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

持分法を適用していない非連結子会社 (TOA ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED) 及び関連会社 (池上金属(株)) は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は在外子会社20社で、いずれも決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当っては、それぞれの決算日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な連結会社間取引について連結決算上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

    その他有価証券

        時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

        時価のないもの：移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる債権及び債務

        ：時価法

③ たな卸資産

    評価基準は、当社及び国内連結子会社においては原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、在外連結子会社においては低価法によっております。

    商品（在外販売子会社）：主として先入先出法

    製    品：主として月次総平均法

    仕掛品及び原材料：総平均法（ただし、一部仕掛品については個別法、一部原材料については最終仕入原価法）

    貯    蔵    品：最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）：定率法（ただし、当社及び国内連結子会社の建物・建物附属設備、在外連結子会社については定額法）

② 無形固定資産（リース資産を除く）：定額法

③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

    リース取引に係るリース資産）

        なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、国内連結子会社において、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 製品保証引当金：製品の無償修理費用に備えるため、過去の実績及び個別の見積りに基づき、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る資産及び負債の計上基準

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

#### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主に10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

なお、国内連結子会社及び在外連結子会社の一部については、小規模企業における簡便法を採用しております。

#### （会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が24百万円、退職給付に係る負債が2,435百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が249百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

### (5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。

### (6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 9,367百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 34,536,635株
2. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	338	10.00	平成25年 3月31日	平成25年 6月26日
平成25年11月1日 取締役会	普通株式	338	10.00	平成25年 9月30日	平成25年 12月3日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	609	18.00	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日



## [金融商品に関する注記]

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については基本的に銀行借入による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信対策報告システムに沿って、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うことで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金の支払期日は、1年以内であります。

なお、外貨建て営業債権債務は為替の変動リスクにさらされており、これを回避する目的で、一部デリバティブ取引（先物為替取引）を行っております。

デリバティブ取引については、リスク管理方針により投機的な取引は行わない方針であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 現金及び預金	13,925	13,925	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,809	9,809	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,363	5,363	—
(4) 支払手形及び買掛金	(3,765)	(3,765)	—
(5) 短期借入金	(626)	(626)	—
(6) 未払法人税等	(695)	(695)	—
(7) デリバティブ取引（※2）	1	1	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券は全て譲渡性預金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券は全て株式であるため、時価は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに (6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) デリバティブ取引

為替予約取引について、時価の算定方法は、先物為替相場によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非連結子会社及び関連会社株式	3
非上場株式	55
合計	59

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

[1 株当たり情報に関する注記]

1 株当たり純資産額 1,039円88銭

1 株当たり当期純利益 79円50銭

「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、7円37銭減少しております。

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

(注) 連結注記表における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

● 貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>21,591</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,603</b>
現金及び預金	6,866	支払手形	11
受取手形	1,544	買掛金	1,569
売掛金	7,118	短期借入金	25
有価証券	2,200	リース債務	8
製品	2,831	未払金	379
仕掛品	25	未払法人税等	525
原材料及び貯蔵品	311	未払費用	753
前払費用	99	製品保証引当金	116
繰延税金資産	396	その他	213
その他	283	<b>固定負債</b>	<b>2,261</b>
貸倒引当金	△86	リース債務	15
<b>固定資産</b>	<b>11,651</b>	退職給付引当金	1,617
<b>有形固定資産</b>	<b>4,505</b>	繰延税金負債	138
建物	2,084	その他	489
構築物	15	<b>負債合計</b>	<b>5,864</b>
機械装置	1	<b>純資産の部</b>	
工具器具及び備品	147	<b>株主資本</b>	<b>25,869</b>
土地	2,230	<b>資本金</b>	<b>5,279</b>
リース資産	16	<b>資本剰余金</b>	<b>6,808</b>
建設仮勘定	10	資本準備金	6,808
<b>無形固定資産</b>	<b>688</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>14,170</b>
ソフトウェア	246	利益準備金	679
ソフトウェア仮勘定	359	その他利益剰余金	13,490
その他	83	別途積立金	2,930
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,457</b>	繰越利益剰余金	10,560
投資有価証券	3,218	<b>自己株式</b>	<b>△389</b>
関係会社株式	2,220	<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,509</b>
関係会社出資金	670	その他有価証券評価差額金	1,509
その他	348		
貸倒引当金	△1		
<b>資産合計</b>	<b>33,243</b>	<b>純資産合計</b>	<b>27,379</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>33,243</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

● **損益計算書** (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		33,023
売上原価		19,801
<b>売上総利益</b>		<b>13,221</b>
販売費及び一般管理費		10,467
<b>営業利益</b>		<b>2,754</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	150	
雑収入	231	381
営業外費用		
支払利息	4	
雑損失	8	13
<b>経常利益</b>		<b>3,122</b>
<b>税引前当期純利益</b>		<b>3,122</b>
法人税、住民税及び事業税	964	
法人税等調整額	30	995
<b>当期純利益</b>		<b>2,127</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## ● 株主資本等変動計算書 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	5,279	6,808	6,808	679	2,930	9,110	12,720
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△677	△677
当 期 純 利 益						2,127	2,127
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	1,450	1,450
当 期 末 残 高	5,279	6,808	6,808	679	2,930	10,560	14,170

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△388	24,420	1,252	1,252	25,673
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△677			△677
当 期 純 利 益		2,127			2,127
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1			△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			257	257	257
当 期 変 動 額 合 計	△1	1,448	257	257	1,706
当 期 末 残 高	△389	25,869	1,509	1,509	27,379

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## ● 個別注記表

### [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

#### 1. 重要な資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品：月次総平均法

仕 掛 品：個別法

原 材 料：総平均法（ただし、一部原材料については最終仕入原価法）

貯 蔵 品：最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備含む)：定額法

建 物 以 外：定率法

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)：定額法

##### (3) リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

リース取引に係るリース資産)

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 製品保証引当金：製品の無償修理費用に備えるため、個別の見積りに基づき、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
  - ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
  - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。  
・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

### 4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

貸借対照表については、財務諸表等規則の改正を踏まえ、表示科目の見直しを行っております。

**[貸借対照表に関する注記]**

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,491百万円

2. 偶発債務

保証債務

関係会社の銀行借入金に対し、次の債務保証を行っております。

被保証者	保証金額 (外貨額)	被保証債務の内容
得技電子（深圳）有限公司	89百万円 (US\$ 870千)	銀行の借入保証
TOA Communication Systems, Inc.	226百万円 (US\$ 2,200千)	銀行の借入保証
計	315百万円	

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,046百万円
長期金銭債権	133百万円
短期金銭債務	1,377百万円

**[損益計算書に関する注記]**

関係会社との取引高	
売上高	6,599百万円
仕入高等	15,442百万円
営業取引以外の取引高	129百万円

**[株主資本等変動計算書に関する注記]**

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	670,928株
------	----------



## [税効果会計に関する注記]

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
たな卸資産	92百万円
製品保証引当金	41百万円
未払事業税額	45百万円
未払費用	188百万円
貸倒引当金	35百万円
退職給付引当金	730百万円
資産除去債務	12百万円
投資有価証券評価損	41百万円
減損損失	1百万円
その他	17百万円
繰延税金資産 小計	1,208百万円
評価性引当額	△56百万円
繰延税金資産 合計	1,151百万円

(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	735百万円
その他	157百万円
繰延税金負債 合計	893百万円
繰延税金資産の純額	257百万円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主な項目別の内訳

国内の法定実効税率	38.0%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	0.6%
永久に益金に算入されない項目	△1.5%
住民税均等割額	1.6%
試験研究税制	△7.4%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.9%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.9%

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率の変更による影響は軽微であります。

**[リースにより使用する固定資産に関する注記]**

ファイナンス・リース取引  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

1. リース資産の内容
  - 有形固定資産
  - 主として管理用設備（工具器具及び備品）であります。
2. リース資産の減価償却の方法
  - リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	工具器具及び備品
取得価額相当額	16百万円
減価償却累計額相当額	14百万円
期末残高相当額	1百万円

なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低い  
 ため、支払利子込み法により算定しております。

(2)未経過リース料期末残高相当額

1	年 内	1百万円
1	年 超	—
	計	1百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低い  
 ため、支払利子込み法により算定しております。

(3)当事業年度の支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	2百万円
減価償却費相当額	2百万円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## [関連当事者との取引に関する注記]

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	アコース(株)	所有 直接 100%	当社仕入先	音響機器の仕入	3,610	買掛金	310
	TOA エンジニアリング(株)	所有 直接 100%	当社仕入先 当社販売先	音響・セキュリティ 機器のエンジニアリング および施工	2,423	買掛金	400
	TOA Communication Systems, Inc.	所有 直接 100%	当社販売先	技術支援・鉄道車両 関連製品の販売	819	売掛金	811
	TOA ELECTRONICS PTE LTD	所有 直接 51%	当社販売先	音響・セキュリティ 機器の販売	1,627	売掛金	406

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 仕入価格については、市場価格から算定した価格及び子会社から提示された総原価を検討のうえ決定しております。
- 売上価格その他の取引条件は、市場実勢等を動案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

## [1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	808円46銭
1株当たり当期純利益	62円82銭

## [重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

(注) 個別注記表における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月16日

T O A 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田朝喜 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本健一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T O A株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T O A株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成26年5月16日

T O A 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田朝喜 ㊟

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本健一郎 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T O A株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月21日

TOA株式会社 監査役会

常勤監査役 西川 寿 生 ㊟

社外監査役 安藤 猪 平 次 ㊟

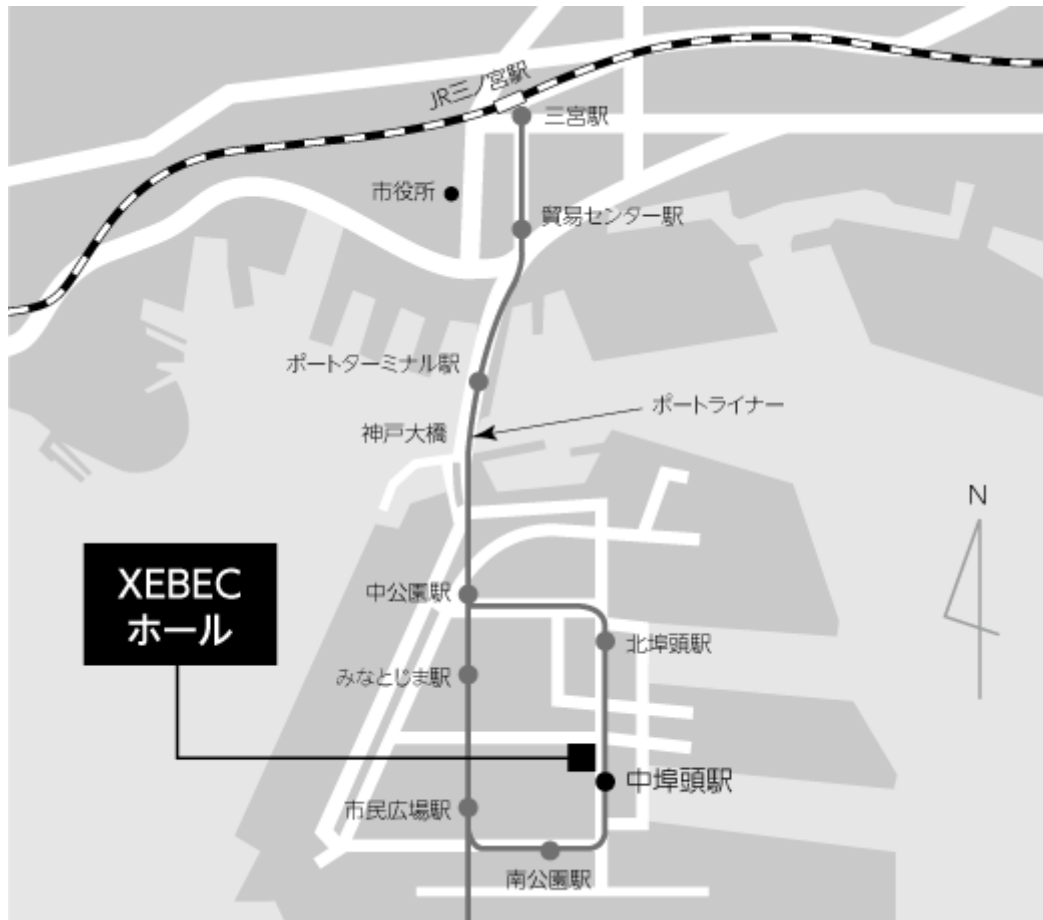
社外監査役 小 林 茂 信 ㊟

以 上

## 株主総会会場ご案内

会場：当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 電話 078 (303) 5620



### 交通機関のご案内

ポートライナー（北埠頭行き）「中埠頭駅」下車  
西側へ徒歩約3分（三宮駅から約17分）



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。